

日米地位協定の抜本的な改定について

九州部会提出
説明担当 宜野湾市

米軍基地を抱える沖縄県は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

国土面積のわずか0.6%にすぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約70%を占める米軍施設が過度に集中し、戦後71年が経過した今日においても、米軍人等による犯罪が後を絶たず、地域住民の生活に影響を及ぼしている。

昨年12月、米軍普天間飛行場所属のMV-22オスプレイが空中給油訓練中にプロペラを損傷し、名護市安部の沿岸部で大破する事故が発生した。現場は、集落付近の海岸から約80メートルの浅瀬で、一步間違えば県民や観光客を巻き込む大惨事につながりかねない重大な事故であっただけに県民の衝撃が大きく、その不安と恐怖は計り知れないものがある。

また、昨年5月には、行方不明となっていたうるま市在住の会社員の女性が、恩納村の雑木林で遺体となって発見され、元米海兵隊員の男が死体遺棄容疑で逮捕。その後、殺人と強姦致死の罪で再逮捕されている。

このような、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、環境問題、並びに米軍人等による犯罪が繰り返される度に、自治体や議会は強く抗議してきたが、日米地位協定の運用改善では限界があり、再発防止の効果は見られない。

もはや、日米地位協定の抜本的な改定なくしては、米軍基地を起因とする諸問題の解決は到底望めないものである。

よって、国においては、国民の生命・財産及び人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に改定するよう強く要望する。